

消費対策の概要

令和5年度

佐倉市消費生活センター

(令和7年1月)

は じ め に

近年の急速なデジタル技術の発展により、日常生活の利便性や効率性が向上しましたが、同時に新たな課題やトラブルも発生しております。また、従来の悪質商法などによる被害についても依然として多くの相談が寄せられています。

佐倉市消費生活センターでは、消費者が安心、安全に暮らすことができる社会の実現に向け、相談員一人一人が相談者に寄り添い、日々発生する様々な消費者トラブルの相談をお受けしております。

また、相談業務と併せて、消費者自らが違和感に「気づく力」、きっぱりと「断る力」、一人で抱えず「相談する力」の3つを基本とした「消費者力」を高めるための消費者教育についても取り組んでまいります。

結びに、令和5年度消費対策の概要をまとめるにあたり、関係各位のご協力に感謝申し上げますとともに、佐倉市の消費生活行政へのご理解の一助となれば幸いです。

令和7年1月

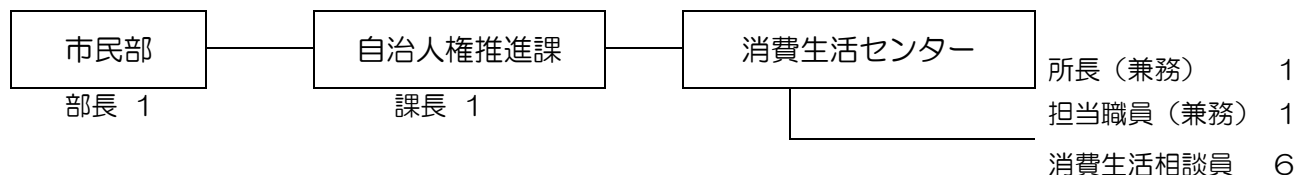
目 次

I 消費者行政の概要	1
1. 機構	2
2. 事務分掌	2
3. 当初予算額の推移	3
4. 施設の概要	4
5. 令和5年度実施事業	5
 II 令和5年度事業実施結果の概要	6
1. 消費者保護及び相談事業	7
(1) 消費生活相談	7
(2) 消費者問題出前講座	11
(3) 立入検査	12
2. 消費者問題啓発事業	13
(1) 佐倉・産業大博覧会	13
(2) 消費生活セミナー	13
(3) 図書貸し出し・活動コーナー使用状況	14
3. 消費生活センター管理運営事業	15
(1) 佐倉市消費生活センター運営協議会	15
 III 消費生活相談の広報活動	16
1. こうほう佐倉への掲載状況	17
(1) 「こうほう佐倉」掲載状況一覧	17
(2) 令和5年度こうほう佐倉	18
(3) 啓発コーナー	24
 IV 参考資料	25
佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例	25
佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	28
佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則	29

I 消費者行政の概要

1. 機 構

令和5年4月1日現在 単位：人



2. 事務分掌

自治人権推進課事務分掌

1. 字名及び字区域に関すること。
2. 住居表示及び住居表示審議会に関すること。
3. 法律・人権・行政相談及び結婚相談に関すること。
4. 市政についての要望等の緊急処理及び調整に関すること。
5. 行政相談委員及び市民相談員に関すること。
6. 各種相談事業を主催する関係機関との連絡調整に関すること。
7. 消費者行政の総括に関すること。
8. 佐倉市コミュニティセンターに関すること。
9. 佐倉市消費生活センターに関すること。
10. 人権擁護委員に関すること。
11. 市民協働施策の調査研究、企画及び総括に関すること。
12. 特定非営利活動団体に関すること。
13. 市民活動団体の総括に関すること。
14. 市民憲章の推進に関すること。
15. 市民協働に関する施策の推進に関すること。
16. 佐倉市市民公益活動サポートセンターに関すること。
17. 自治会、町内会等の育成及び支援に関すること。
18. 地縁団体に関すること。
19. 市民協働推進委員会に関すること。
20. コミュニティ施設（集会所）に関すること。
21. 人権施策の調査研究、企画及び調整に関すること。
22. 人権意識の普及啓発に関すること。
23. 男女平等参画計画に関すること。
24. 男女平等参画社会づくり施策の調査研究、企画及び調整に関すること。
25. 男女平等参画社会づくりの普及啓発に関すること。
26. 佐倉市男女平等参画推進センターの管理運営に関すること。

消費生活センター

1. 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
2. 消費生活に関する講座等の開催及び資料等の展示に関すること。
3. 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
4. 消費者に対する自主活動の場の提供に関すること。
5. 家庭用品品質表示法（昭和36年法律第104号）に関すること。
6. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に関すること。
7. その他消費生活センターの設置目的を達成するために必要な業務

3. 当初予算額の推移

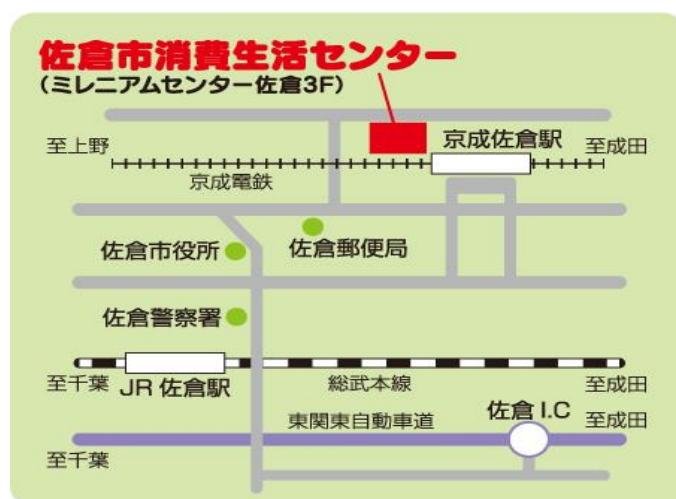
(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消費者行政推進費	15,347	14,784	14,606	14,147	15,372
1. 消費者保護及び相談事業	12,406	13,695	14,137	13,773	14,965
消費生活相談員報酬	8,832	9,956	9,996	9,996	9,996
職員手当等	1,014	1,232	1,229	1,229	2,303
職員共済組合負担金	—	—	—	494	592
社会保険料	1,363	1,160	1,643	779	881
報償費	300	300	300	240	250
普通旅費	12	10	6	7	7
特別旅費	11	—	—	—	—
相談員通勤費	602	864	816	801	711
相談員出張費	76	89	73	73	80
消耗品費	159	50	40	97	97
手数料	8	9	9	39	30
各種研修負担金	21	21	18	18	18
県消費生活センター連絡協議会負担金	8	4	7	—	—
2. 消費者問題啓発事業	2,732	880	364	250	296
講師謝礼(消費生活セミナー)	240	80	180	—	50
普通旅費	4	—	—	—	—
消耗品費	446	—	184	250	196
食糧費	2	—	—	—	—
印刷製本費	652	—	—	—	—
手数料	542	—	—	—	50
消費生活展事業委託料	846	800	—	—	—
3. 消費生活センター管理運営事業	209	209	105	124	111
運営協議会委員報酬	184	184	85	92	77
費用弁償	11	11	6	6	5
相談員出張費	—	—	—	4	8
消耗品費	10	10	10	10	14
通信費	4	4	4	4	—
県消費生活センター連絡協議会負担金	—	—	—	8	7

4. 施設の概要

1. 名 称 佐倉市消費生活センター
2. 所在地 〒285-0005
佐倉市宮前3丁目4番地1 ミレニウムセンター佐倉3階
3. 開設年月日 平成12年11月1日
4. 開所時間 平 日：月曜日～金曜日
相談時間：9：00～12：00 ・ 13：00～16：00
5. 施設の規模 相談室1・2、閲覧コーナー、活動コーナー、事務室
6. 電 話 相談員専用 043-483-4999
ダイヤルイン 043-483-3010
FAX 043-483-8604

7. センター案内図



8. センター見取図



5. 令和5年度 実施事業

消費者保護及び相談事業

消費生活相談 平日：月～金 9時～12時、13時～16時
(消費生活センター)

消費者問題啓発事業

- ・ 佐倉産業大博覧会に「消費生活センター」として出展
- ・ 消費生活セミナー（年2回）
- ・ 消費者問題出前講座
- ・ 広報紙、電子媒体を活用した啓発、情報提供
- ・ 啓発物の配架
- ・ 図書等の貸し出し

消費生活センター管理運営事業

- ・ 消費生活センター運営協議会

Ⅱ 令和 5 年度事業実施結果の概要

1. 消費者保護及び相談事業

(1) 消費生活相談

消費者保護の立場から、消費生活の安全及び向上を図るための施策として、商品やサービス等の消費生活相談を実施しています。

相談時間 平日:月曜日～金曜日
9時～12時、13時～16時
相談専用電話 043-483-4999

【年度別相談件数 佐倉市受付件数】

(単位：件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
苦情	1,306	1,323	1,155	1,384	1,790	1,601	1,389	1,220	1,167	1,286
問合せ 要望	102	92	122	95	102	134	106	142	113	146
合計	1,408	1,415	1,277	1,479	1,892	1,735	1,495	1,362	1,280	1,432

全国の消費生活センターに寄せられた、令和5年度の消費生活相談の件数は前年度より増加していますが、佐倉市においても同様に、前年度の1,280件から152件増加し、1,432件となっています。

【処理結果別件数】

態 様		件 数	構 成 比
処理結果	他機関紹介	22	1.7
	助言（自主交渉）	622	48.4
	その他情報提供	383	29.8
	斡旋解決	202	15.7
	斡旋不調	16	1.2
	処理不能・不要	40	3.2
	*集計対象期間受付総件数	1,286	100
処理期間	即日処理	825	64.2
	継続処理	460	35.8

*集計対象期間受付総件数は、苦情の受付をした件数です。

（処理期間の件数との誤差は、処理が終了していないものがあるため。）

【契約当事者の男女別・年齢別相談件数】

(単位：人)

年齢等	男 (人)	女 (人)	性別不明 (人)	合計 (人)	相談件数 (件)	割合 (%)
18歳未満	6	5	1	12	12	0.8
18歳～19歳	3	6	0	9	9	0.6
20歳代	27	52	0	79	79	5.5
30歳代	39	43	0	82	82	5.7
40歳代	55	56	0	111	111	7.8
50歳代	74	129	1	204	204	14.2
60歳代	80	96	1	177	177	12.4
70歳以上	255	206	1	462	462	32.3
その他・不明	125	108	33	266	266	18.6
団体					30	2.1
合 計	664	701	37	1,402	1,432	100

【令和5年度世代別相談事例】

18歳未満
～20歳代

- ・ネットやスマホで副業サイトに登録、代金請求に関するトラブル
- ・ゲームで高額課金

30歳～
50歳代

- ・賃貸借住宅の現状回復に関するトラブル
- ・ネットで車売却、購入に関するトラブル
- ・結婚相手紹介サービスへ登録に関するトラブル

60歳以上

- ・PC、タブレットで警告画面、警告音に驚いてしまい、慌てて表示されていた連絡先に電話をしてしまった等のトラブル
- ・屋根補修、塗装工事、分電盤等の修理を依頼したが高額請求を受けた等のトラブル
- ・海産物購入勧誘の架電によるトラブル

*どの年代にも多かった相談が身に覚えのない荷物・請求・メールが届いた。他にも初回のみ注文のはずが定期購入になっていた、解約をしたいなどの相談が多く見受けられた。

【相談内容別件数】

(単位：人)

内容別分類	3年度	4年度	5年度
安全・衛生	65	62	63
品質・機能・役務品質	165	141	187
法規・基準	41	31	51
価格・料金	325	189	224
軽量・量目	2	1	3
表示・広告	176	151	188
販売方法	746	719	855
契約・解約	885	866	970
接客対応	215	228	177
包装・容器	2	0	2
施設・設備	3	2	2
買い物相談	3	7	16
生活知識	4	7	7
その他	30	17	25
合 計	2,662	2,421	2,770

*相談内容により分類上、重複計上しています。

例年、契約・解約の相談、販売方法についての相談が多くみられます。

【販売購入形態別相談件数】

(単位：人)

販売購入態別	3年度	4年度	5年度
店舗購入	274	288	262
訪問販売	133	92	117
通信販売	460	453	508
マルチ・マルチまがい	8	9	7
電話勧誘販売	56	40	60
ネガティブ・オプション	7	2	3
訪問購入	8	9	7
その他無店舗	3	4	5
不明等	413	383	463
合 計	1,362	1,280	1,432

例年、SNS やインターネット上の広告をきっかけとしたインターネット通販による相談が508件あり、店舗購入を超えています。

【商品・役務分類別件数】

(単位：人)

	商品大分類	3年度	4年度	5年度
商品	商品一般	132	129	144
	食料品	84	69	71
	住居品	54	42	58
	光熱水品	27	18	19
	被服品	56	51	65
	保健衛生品	92	123	109
	教養娯楽品	101	93	98
	車両・乗り物	31	35	39
	土地・建物・設備	47	51	42
	他の商品	0	3	1
	商品計	624	614	646
役務	クリーニング	3	6	4
	レンタル・リース・賃借	38	42	34
	工事・建築・加工	103	66	91
	修理・補修	41	28	47
	管理・保管	1	1	1
	役務一般	20	5	8
	金融・保険サービス	81	84	103
	運輸・通信サービス	90	77	93
	教育サービス	3	2	2
	教養・娯楽サービス	118	100	134
	保健・福祉サービス	61	77	89
	他の役務	100	83	94
	内職・副業・ねずみ講	18	8	11
	他の行政サービス	14	30	28
	役務計	691	609	739
	他の相談	47	57	47
	総件数	1,362	1,280	1,432

1,432 件の相談内容のうち「商品」に関する相談が、646 件（45.1%）、
「役務に関する相談」が 739 件（51.6%）、他の相談が 47 件（3.3%）でした。

(2) 消費者問題出前講座

市内で活動する各団体等からの申請により、消費生活相談員が、希望の会場に出向いて身近な事例も交え、消費生活に関する問題等のわかりやすい講座を開催しました。

回	講座日	テーマ	団体名	会場	受講者数
1	5/26	消費者契約トラブル ～高齢者は狙われている～	佐倉地域包括 支援センター	ミレニアセンター佐倉	14
2	6/20	消費者契約トラブル ～こんな時どうする？～	野口クラブ	ニッコー会館	24
3	7/28	自分は大丈夫は危険！！ ～佐倉でおきている消費者ト ラブル～	南部地域包括 支援センター	南部地域福祉センター	15
4	11/6	・最近が悪質商法から ・消費者トラブルの傾向と対策	佐倉市高齢者 クラブ連合会	ミレニアムセンター佐倉	15
5	11/15	・高齢者を狙った悪質商法の手 口と対処法 ・インターネットに関するトラ ブルを中心に	佐倉市民カレ ッジ4年生 情報コース	中央公民館	56
6	12/1	あなたの身近に起きている消 費者トラブル ～つなげよう見守りの輪～	南部地域包括 支援センター	志津コミュニティセンター	18
受講者合計					142

(3) 立入検査

1. 消費生活用製品安全法に基づく立入検査

下記の特定製品に適正な表示（P Sマーク等）がされているか市内4店舗に立入検査を実施しました。

検査年月日 令和6年3月（1日間）

品 目 件 数	乳幼児ベッド	ライター
検査店舗数	2	2
検査数	6	11
違反件数	0	0

2. 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

下記の家庭用品を抽出し、適正な表示がされているか市内3店舗に立入検査を実施しました。

検査年月日 令和6年3月（1日間）

品 目 件 数	【電気機械器具】 電気ポット 電気ホットプレート 電気掃除機	【繊維製品】 靴下 ハンカチ 糸	【合成樹脂加工品】 洗面器 盆 製氷用器具	【雑貨工業品】 洋傘 ティッシュペーパー 及びトイレット ペーパー 歯ブラシ
検査店舗数	1	3	2	3
違反件数	0	0	0	0

2. 消費者問題啓発事業

(1) 佐倉・産業大博覧会 2023

消費者が自ら考え判断し自主的に行動する「自立した消費者」をめざすために、「あつまれ！佐倉の農・商・工」に「消費生活センター」として出展し、消費生活に必要な知識となるリーフレット等を来場者に配布しました。

- ・開催日 令和5年11月11日(土)・12日(日)
- ・会場 佐倉草ぶえの丘
- ・配布数 1,000部

(佐倉市消費生活センターの案内・啓発リーフレット・缶バッジなど)



(2) 消費生活セミナー

「自立した消費者」の育成のため、最近の話題・消費者問題等を「テーマ」に、土曜日に2回開催しました。

場所：ミレニアムセンター佐倉 2階ホール

	日にち	テーマ	講師	参加者
1	令和5年 8月5日(土) 14時～16時	省エネのコツ ～家計の節約、 エコな暮らし～	一般社団法人 省エネルギーセンター 家庭の省エネ エキスパート 山田 殖保	27
2	令和5年 9月9日(土) 14時半～ 16時半	人生100年時代 デジタル社会で生きる快適な 消費者の暮らしへ 「インターネット通販の仕組み と注意点」 ～スマホの賢い使い方・消費者 トラブルに遭わないために～	一般社団法人 ECネットワーク 理事 原田 由里	48

（３）令和５年度 閲覧コーナー図書貸出・活動コーナー使用状況

閲覧コーナーには、消費に関する本とビデオテープ・DVDがあります。また、消費者に必要な知識や情報をパネル等で作成し、展示しています。

閲覧コーナー（図書）	
図書蔵書冊数	673 冊（令和５年４月１日現在）
図書貸出数	０冊／０名

活動コーナーには、テーブル２とイス１６脚あり会議等に利用できます。

活動コーナー	
使用料	午前 380 円 午後 500 円 1 日 880 円
使用回数	午前 0 回 午後 29 回
使用者数	130 人
使用料	14,500 円

3. 消費生活センター管理運営事業

(1) 佐倉市消費生活センター運営協議会

目 的 消費生活センターの運営に関する重要事項を調査研究するため、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例に基づき、設置されています。

概 要 事業計画及び事業実施状況の報告

会 議 定例会 令和6年1月25日

構成委員 ①消費者団体の代表 7名以内
②経済団体等の代表 3名以内
③公募市民 4名以内
④学識経験者 1名

佐倉市消費生活センター運営協議会委員

[敬称略]

	氏名	所属団体名
1	武田 昌子	生活協同組合コープ みらい
2	磯辺 寛子	NPOせっけんの街 印旛沼せっけん情報センター
3	中台 ヒデ子	あすなる会
4	泉 宏子	NPO 法人ほっとすぺーす・つき
5	三谷 晃生	佐倉商工会議所
6	日暮 大輔	千葉みらい農業協同組合 佐倉中央支店
7	藤原 大輔	公益社団法人佐倉青年会議所
8	愛澤 忠良	市民（公募）
9	岩井 充男	市民（公募）
10	武井 裕子	市民（公募）
11	丸 裕実	学識経験者（佐倉市消費生活相談員）

任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日迄

Ⅲ 消費生活相談の広報活動

1. こうほう佐倉への掲載状況

(1) 「こうほう佐倉」掲載状況一覧

「消費者コーナー」にて消費者問題に関する啓発、各種講座・講演等の案内の情報提供を行っています。

発行号	タイトル
令和5年4月15日号	・お得なはずが・・・美容やエステの契約は慎重に ・消費生活センター運営協議会委員を募集
令和5年5月15日号	・不安をあまり高額な工事契約をさせる点検商法にご注意を！ ・靈感商法などの悪質商法に関する具体的な手口や対処法などを紹介します
令和5年6月15日号	・暮らしのレスキューサービスに関する悪質商法にご注意！ ・「消費生活相談員資格」を取得しませんか？
令和5年7月15日号	・偽サイトでのトラブルにご注意！ ・消費生活セミナー受講者募集（8／5セミナー受講者募集）
令和5年8月15日号	・子どもがオンラインゲームで高額課金 ・消費生活セミナー受講者募集（9／9セミナー受講者募集）
令和5年9月15日号	・公式サイトでチケットを購入したつもりが転売サイトで購入していた！ ・還付金詐欺にご注意を！
令和5年10月15日号	・令和4年度佐倉市消費生活相談の概況
令和5年11月15日号	・保険金で、自己負担なく屋根の修理ができるって本当？ ・中古自動車の購入・売却などのトラブルにご注意ください！
令和5年12月15日号	・宅配業者を装ったメールは、URLにアクセスしないで！ ・儲け話に関するトラブルにご注意！
令和6年1月15日号	・「お試しのはずが定期購入契約？解約もできない！？」というトラブルが増えています ・マイナポイント事務局をかたる”詐欺メール“にご注意！
令和6年2月15日号	・「国際ロマンス詐欺」や「ロマンス投資詐欺」にご注意を！ ・ひとりで悩まないで！消費生活センターへの代表的な相談事例
令和6年3月15日号	・遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意！ ・緊急時の駆け付けサービスに気をつけて！

2) 令和5年度こうほう佐倉

<< 令和5年4月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3 階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談から

「お得」なはずが… 美容やエステの契約は慎重に

【事例 1】 友人に誘われて痩身エステの無料体験を受けた。施術後、「今日、継続コースを契約すれば割引になる」、「このクリームと一緒に使えば効果が増す」などと勧められ、30 万円の通い放題のコースと 3 万円のクリームを分割払いで契約してしまった。なかなか予約が取れず、高額なので解約したい。(20 代女性)

【事例 2】 インターネット上で「10 万円で全身脱毛」という美容クリニックの広告を見て、無料カウンセリングを申し込んだ。広告で見た 10 万円のコースを希望すると、広告のコースより効果の高い 60 万円のレーザー脱毛コースを勧められた。高額なので断ったが、「キャンペーンで 5 万円割引引く。ローンを組めば払える」などと言われ契約してしまった。解約したい。(20 代男性)

【相談員から】
体験やカウンセリングのつもりでエステや美容クリニックに出向き、強引な勧誘で高額な契約をしてしまい、トラブルになるケースがあります。美容目的の施術に緊急性はありません。「今日契約すれば割引になる」などと

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☑ 月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



言われてもその場での契約は避けましょう。
【消費者へのアドバイス】
▶ 契約前に施術内容、料金、期間、途中でやめた場合の清算方法、購入が必要な商品があるかなどを確認しましょう。分割払いの場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。
▶ 長期コースは、途中でやめたくなくなったり、事情が変わり利用できなくなることもあります。施術のたびに支払う都度払いの契約も検討しましょう。
▶ エステや一部の美容医療サービス※の契約は、契約期間が 1 か月を超え、金額が 5 万円を超える場合、契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフの期間が過ぎても、契約期間内であれば、決められた金額を支払うことで中途解約ができます。購入した関連商品についても、返品できる場合があります。
※脱毛、ニキビ・シミなどの除去または皮膚の活性化、しみ・たるみの軽減、脂肪の減少、歯の漂白、に限られる

消費生活相談から

不安をあおり高額な工事契約をさせる 点検商法にご注意を！

【事例 1】 「近所で屋根工事をしていたら、お宅の瓦がずれているのが見えたので点検したい」と見知らぬ事業者の訪問を受けた。点検後、瓦が割れていたり、ずれている写真を見せられ、「このままでは雨漏りする。すぐに工事をしたほうがいい」と言われ、約 80 万円の屋根工事の契約をした。しかし、本当に必要な工事なのか不安になり、契約日から 3 日後にやめたいと事業者者に連絡したら「材料を発注したのでキャンセルできない」と言われた。

【事例 2】 自宅に突然事業者が「排水管の無料点検を行っている」と来訪したので依頼した。点検後「木の根などが詰まっているのでこのままでは大変だ。3 万円で高圧洗浄ができる」と勧誘され、契約した。事業者は「明日高圧洗浄に来る」と言い帰っていった。しかし、契約書もなく、信用できる事業者なのか心配になったので、解約したい。

【相談員から】 勧誘の目的であることを告げずに屋根などの点検を持ち掛けられ、不安をあおって契約を迫るという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。その場で高額な契約を迫った

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☑ 月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



言われてもその場での契約は避けましょう。
【消費者へのアドバイス】
▶ 契約前に施術内容、料金、期間、途中でやめた場合の清算方法、購入が必要な商品があるかなどを確認しましょう。分割払いの場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。
▶ 長期コースは、途中でやめたくなくなったり、事情が変わり利用できなくなることもあります。施術のたびに支払う都度払いの契約も検討しましょう。
▶ エステや一部の美容医療サービス※の契約は、契約期間が 1 か月を超え、金額が 5 万円を超える場合、契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフの期間が過ぎても、契約期間内であれば、決められた金額を支払うことで中途解約ができます。購入した関連商品についても、返品できる場合があります。
※脱毛、ニキビ・シミなどの除去または皮膚の活性化、しみ・たるみの軽減、脂肪の減少、歯の漂白、に限られる

<< 令和5年5月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3 階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談から

不安をあおり高額な工事契約をさせる 点検商法にご注意を！

【事例 1】 「近所で屋根工事をしていたら、お宅の瓦がずれているのが見えたので点検したい」と見知らぬ事業者の訪問を受けた。点検後、瓦が割れていたり、ずれている写真を見せられ、「このままでは雨漏りする。すぐに工事をしたほうがいい」と言われ、約 80 万円の屋根工事の契約をした。しかし、本当に必要な工事なのか不安になり、契約日から 3 日後にやめたいと事業者者に連絡したら「材料を発注したのでキャンセルできない」と言われた。

【事例 2】 自宅に突然事業者が「排水管の無料点検を行っている」と来訪したので依頼した。点検後「木の根などが詰まっているのでこのままでは大変だ。3 万円で高圧洗浄ができる」と勧誘され、契約した。事業者は「明日高圧洗浄に来る」と言い帰っていった。しかし、契約書もなく、信用できる事業者なのか心配になったので、解約したい。

【相談員から】 勧誘の目的であることを告げずに屋根などの点検を持ち掛けられ、不安をあおって契約を迫るという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。その場で高額な契約を迫った

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☑ 月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



言われてもその場での契約は避けましょう。
【消費者へのアドバイス】
▶ 契約前に施術内容、料金、期間、途中でやめた場合の清算方法、購入が必要な商品があるかなどを確認しましょう。分割払いの場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。
▶ 長期コースは、途中でやめたくなくなったり、事情が変わり利用できなくなることもあります。施術のたびに支払う都度払いの契約も検討しましょう。
▶ エステや一部の美容医療サービス※の契約は、契約期間が 1 か月を超え、金額が 5 万円を超える場合、契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフの期間が過ぎても、契約期間内であれば、決められた金額を支払うことで中途解約ができます。購入した関連商品についても、返品できる場合があります。
※脱毛、ニキビ・シミなどの除去または皮膚の活性化、しみ・たるみの軽減、脂肪の減少、歯の漂白、に限られる

消費生活相談から

不安をあおり高額な工事契約をさせる 点検商法にご注意を！

【事例 1】 「近所で屋根工事をしていたら、お宅の瓦がずれているのが見えたので点検したい」と見知らぬ事業者の訪問を受けた。点検後、瓦が割れていたり、ずれている写真を見せられ、「このままでは雨漏りする。すぐに工事をしたほうがいい」と言われ、約 80 万円の屋根工事の契約をした。しかし、本当に必要な工事なのか不安になり、契約日から 3 日後にやめたいと事業者者に連絡したら「材料を発注したのでキャンセルできない」と言われた。

【事例 2】 自宅に突然事業者が「排水管の無料点検を行っている」と来訪したので依頼した。点検後「木の根などが詰まっているのでこのままでは大変だ。3 万円で高圧洗浄ができる」と勧誘され、契約した。事業者は「明日高圧洗浄に来る」と言い帰っていった。しかし、契約書もなく、信用できる事業者なのか心配になったので、解約したい。

【相談員から】 勧誘の目的であることを告げずに屋根などの点検を持ち掛けられ、不安をあおって契約を迫るという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。その場で高額な契約を迫った

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☑ 月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



言われてもその場での契約は避けましょう。
【消費者へのアドバイス】
▶ 契約前に施術内容、料金、期間、途中でやめた場合の清算方法、購入が必要な商品があるかなどを確認しましょう。分割払いの場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。
▶ 長期コースは、途中でやめたくなくなったり、事情が変わり利用できなくなることもあります。施術のたびに支払う都度払いの契約も検討しましょう。
▶ エステや一部の美容医療サービス※の契約は、契約期間が 1 か月を超え、金額が 5 万円を超える場合、契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフの期間が過ぎても、契約期間内であれば、決められた金額を支払うことで中途解約ができます。購入した関連商品についても、返品できる場合があります。
※脱毛、ニキビ・シミなどの除去または皮膚の活性化、しみ・たるみの軽減、脂肪の減少、歯の漂白、に限られる

<< 令和5年6月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3 階）
☎ 483-4999 ファク 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や
問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。
※ 6月26日（月）は完全休館日



消費生活
相談から

暮らしのレスキューサービスに関する 悪質商法にご注意！



【事例】

夜に自宅マンションのトイレが詰まった。スマホの検索で一番上に表示されたサイトに「料金 390 円から」との記載があったので修理を依頼した。訪れた業者はポンプ洗浄をしたが改善せず、「便器を外して詰まりを取るので総額 55 万円になる」と言った。金額に驚いたが、階下の住人に迷惑がかかってはと了承し、詰まりが改善したのでコンビニの ATM で現金を引き出して支払った。しかし、翌日知り合いの業者に聞いたら「ありえないほど高額」と言われた。（60 代）

【相談員から】

水回りのトラブルは発生原因や必要な作業が一樣ではなく、現場の状況によって広告の表示や説明通りの料金で作業できるとは限りません。広告には安い価格が表示されていたにもかかわらず、高額な修理費を請求され、想定外の高額な作業を断りたくても業者に恐怖を感じて我慢したり、後になって不要な作業まで加算されていたことが分かったりするケースが目立ちます。

【消費者へのアドバイス】

▶トラブルの初期対応を調べておきましょう。
水漏れなら自宅配管の元栓を締める、トイレの詰まりならラバーカップを使うなどの応急処置をして、翌朝、落ち着いて修理を依頼しましょう。
▶地域の工務店や管工事協同組合加盟店など、信頼のおける事業者を探しておきましょう。
佐倉市では上下水道の指定業者制を採用しています。上下水道部ホームページをご覧ください。
▶料金・作業内容に納得できない時は契約しない、支払わない。
納得できない作業は、はっきり断りましょう。修理が終わった後でも、請求額に納得できない時は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。業者の態度などに身の危険を感じたら、警察に連絡しましょう。

● 広告表示額と請求額が大きく異なる場合などクーリング・オフできる可能性もあります。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

「消費生活相談員資格」を 取得しませんか？

消費生活センターでは、消費生活相談員が地域のかたの消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。



「消費生活相談員資格」は、消費者安全法に基づく消費生活相談員のための国家資格として 2016 年に創設されました。年齢、性別、学歴、実務経験などを問わず、誰でも受験できます。

第1次試験 10月21日(土)
申込期間 6月19日(月)～7月31日(月)
(消印有効)

【資料請求・問い合わせ】
独立行政法人国民生活センター
☎ 03-3443-7855



<< 令和5年7月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3 階）
☎ 483-4999 ファク 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や
問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活
相談から

偽サイトでのトラブルにご注意！



インターネット通販で「商品が届かない」「偽物が届いた」「業者と連絡がつかない」など偽サイトに関する相談が寄せられています。

【事例】

SNS 上の広告に有名ブランドのスニーカーが格安で出ていたので注文した。届いた商品はブランドのロゴが不自然で偽物だった。通販サイトの画面は残しておらず、メールアドレスしかわからない。（30 代男性）

【相談員から】

偽サイトとは、実在している企業のサイトと誤解をさせるような偽物のサイトのことです。SNS やネット上の広告で販売価格の大幅な値引きを強調し、消費者の興味を引き付けます。販売業者の名称やロゴマークを勝手に使用し、公式通販サイトと思わせる手口です。

※偽サイトを見分けるチェックポイント

○サイトの URL の表記がブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる
○日本語の字体、文章表現がおかしい
○販売価格が大幅に割引されている

○事業者の住所や電話番号の表示がない（特定商取引法では販売業者の名称、住所、電話番号などの表示を義務付けています）
○支払方法がクレジットカードのみなど、支払い方法を限定している

【消費者へのアドバイス】

偽サイトに注文したことに気づいたら、支払い方法に応じて「すみやかに」対処しましょう。返金や被害の拡大を防ぐ可能性があります。
▶クレジットカードで支払った場合
クレジットカード会社に連絡しましょう。購入代金の被害だけではなく、覚えのない高額な決済など不正利用されるケースがあります。
▶銀行口座等へ前払いした場合
振込先金融機関の窓口へ連絡し、振込め詐欺救済法による救済を求め、同時に警察へ被害届を出しましょう。
▶代引き配達を利用した場合
荷物が届いたら送り主を確認し、覚えがなければ受け取りを拒否しましょう。代金支払い後は、宅配業者に返金を求めても原則返金されません。



消費生活セミナー 受講者募集

「省エネのコツ

～家計の節約、エコな暮らし～

家電製品の選び方・使い方など、家庭での省エネ実践のための基本を学びます。

☎ 8月5日(土) 午後2時～4時

☎ ミレニアムセンター佐倉

要申し込み・無料

☎ 市内在住のかた

定70人（先着順）

☎ 山田殖保（助省エネ

ルギーセンター 家庭の

省エネ エキスパート）

☎ 消費生活センター ☎ 483-3010



消費生活セミナーの情報は、右記二次元コードからご覧ください。



<< 令和5年8月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活
相談から

子どもがオンラインゲームで高額課金



【事例】

小学生の兄弟が、家族共有のタブレットでオンラインゲームをして、父親がタブレットに登録していたクレジットカード2枚を使って勝手に150万円の課金。高額で支払えない。

【相談員から】

オンラインゲームは、スマートフォンやタブレット、家庭用ゲーム機（以下端末）を使い、インターネットに接続して利用するゲームです。ゲームソフトやアプリは無料でダウンロードできるものもありますが、アイテムの取得は課金が発生します。

課金の決済手段は、クレジットカード（以下カード）、キャリア決済（携帯電話料金合算払い）、プリペイド型電子マネーがあります。課金時は、プラットフォーム（決済サービス提供者）のアカウントのIDとパスワードの入力が必要ですが、設定変更をすれば、パスワードを入力せずに課金できる場合があります。

未成年者が親など法定代理人の許可なく課金した場合は、民法の未成年者取消権によって、原則、その契約を取り消すことができます。

事例では親が、ゲーム会社やプラットフォームに未成年者取消の申し出をして交渉することとなります。しかし、次の場合は取消しが認められないことがあります。

▶保護者のアカウントを子どもが利用して課金した場合（子どもが課金した証明が困難）
▶ゲーム内の年齢確認画面で、成人と偽って課金している場合（多くのゲーム会社は、規約で未成年者の利用に親の同意を求め、画面上で年齢確認や年齢に応じた利用限度額を設定して未成年者を保護しています）

【消費者へのアドバイス】
▶課金時のルールについて、家族でよく話し合しましょう。
▶保護者は現金やカード、端末本体、端末などの暗証番号を適切に管理しましょう。

▶保護者の許可なく課金しないよう、保護者のアカウントを子どもに利用させないようにしましょう。
▶プラットフォームのペアレンタルコントロール（使用制限機能）を利用して、子どものアカウントでの課金を制限しましょう。

▶プラットフォームとキャリア決済のアカウントを確認し、決済パスワードを設定しましょう。

▶各端末のカード登録情報、キャリア決済の上限額や、課金時の通知メール設定を確認しましょう。

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。8月28日（月）は休館

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活セミナー

受講者募集

●人生 100年時代 デジタル社会で生きる快適な消費者の暮らしへ

「インターネット通販の仕組みと注意点」～スマホの賢い使い方～

消費者トラブルに遭わないために～

☎ 9月9日（土）午後2時30分～4時

30分 要申し込み・無料

☎ ミレニアムセンター佐倉

☎ 市内在住のかた

☎ 70人（先着順）

☎ 原田 由里（一般社団法人ECネットワーク理事）

☎ 消費生活センター ☎ 483-3010



PR動画

「消費者ホットライン

188って何!?

●消費者トラブルで困ったら、法律などルールに従った判断と行動が必要です。



<< 令和5年9月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活
相談から

公式サイトでチケットを購入したつもりが 転売サイトで購入していた！



【事例】

人気バンドのコンサートチケットを購入しようとして、バンド名をインターネットで検索し、一番上に表示されたサイトを公式サイトだと思いアクセスした。サイトでコンサートチケットの指定席を2枚、代金4万円をクレジットカードで購入した。

後日バンドの公式サイトを見ていたら「チケット転売仲介サイトで購入しないように」と注意喚起していた。確認すると自分がチケットを購入したのは海外のチケット転売仲介サイトで、購入したチケットが正規のチケット代金より高額だと分かった。（50代 男性）

【相談員から】

消費者がインターネットで興行等のチケットを購入する際に、公式サイト販売サイトと間違えて、海外のチケット転売仲介サイトから購入するケースが目立っています。転売仲介サイトでは「チケットの価格が高額だった」「転売禁止のチケットだと気付かず購入した」などの理由でキャンセルを申し出ても利用規約によりキャンセルできないケースが多くあります。チケットを購入する際は公式サイトかどうか、チケットの価格や手数料が高額ではないかなど、キャンセルや補償に関するルールを十分に確認してから購入しましょう。

【消費者へのアドバイス】
▶チケットを購入する際には公式サイト販売サイトかどうかをよく確かめて購入しましょう。なかでも特定興行入場券（興行主の同意のない有償譲渡を禁止し、その旨が券面に表示される入場券）は興行の入場時に、公式サイト販売サイトからの購入者であることの本人確認が必要な場合もあります。転売チケットを購入した場合には入場時の本人確認により入場できないおそれがあります。

▶チケットを購入する際には、購入しようとするチケットが、第三者への譲渡や転売が禁止されていないか、入場時の本人確認が必要かなどを確認しましょう。また購入前にキャンセルや補償サービスの内容や条件について確認しましょう。

▶困ったときには消費生活センターに相談してください。

▶転売チケットを購入する際には、購入しようとするチケットが、第三者への譲渡や転売が禁止されていないか、入場時の本人確認が必要かなどを確認しましょう。また購入前にキャンセルや補償サービスの内容や条件について確認しましょう。

▶困ったときには消費生活センターに相談してください。

▶転売チケットを購入する際には、購入しようとするチケットが、第三者への譲渡や転売が禁止されていないか、入場時の本人確認が必要かなどを確認しましょう。また購入前にキャンセルや補償サービスの内容や条件について確認しましょう。

▶困ったときには消費生活センターに相談してください。

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。8月28日（月）は休館

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



くらしの話題

★還付金詐欺にご注意を！



電話、メール、SMSによる「還付金の受け取りがされていない」「お金が返ってくるから銀行に行ってください」といった連絡はすべて詐欺です！

市では、税金の還付を行う際には、すべて書面でやり取りを行います。

▶実際の市税還付の流れ

①市役所から「還付が発生した旨の通知」（名称は「過誤納金等還付通知書」）を封書で送付

②同封の「お振込み先口座を記載する用紙」（名称は「過誤納金等振込依頼書」）にご記入いただき、返信用封筒で返送

③市役所到着後、約2～3週間後振込

市税の還付金について不審や不安を感じたら、市役所債権管理課 ☎ 484-6116 までお問い合わせください。

●あわせて、国民生活センター

の記事（右記）もご覧ください。



<< 令和5年10月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

令和4年度 佐倉市消費生活相談の概況

令和4年度に市消費生活センターに寄せられた相談件数は1,280件で、前年と比べて82件減少しました。その中でも、最も相談件数が多かったのは、「商品一般」に関するトラブルでした。

※主な相談内容

順位	商品・役務名	件数	主な相談内容
1	商品一般	129	迷惑メールや不審な電話、覚えのない荷物や架空請求などに関する相談
2	保健衛生品	123	医薬品、医療用具、化粧品、理美容器具・用品などに関する相談
3	教養・娯楽サービス	100	アダルト情報や出会い系サイト・アプリ、インターネットゲームや情報配信サービスに関する相談
4	教養娯楽品	93	電子ゲームや腕時計、パソコン・スマートフォンなどに関する相談
5	金融・保険サービス	84	銀行業務全般、生命保険、損害保険、投資、融資などに関する相談

※年代別上位相談

18歳未満	18・19歳	20～29歳	30～69歳	70歳以上
サプリメント	脱毛エステ	賃貸アパート	化粧品	商品一般
オンラインゲーム	商品一般	脱毛エステ	商品一般	工事・建築

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

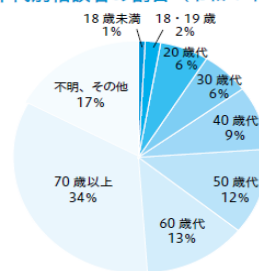
☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



年代別相談者の割合（令和4年度）



◎若者の消費生活相談

「脱毛エステ」などの美容に関する相談が多くありました。

《具体的な事例》

▶脱毛エステの契約をしたが、高額で不安のためクーリングオフしたい

▶クレジット契約をした脱毛エステ店が倒産した



◎高齢者の消費生活相談

健康食品の定期購入トラブルのほか、高齢になるほど「屋根工事」や「トイレの詰まりの修理」など、住宅の工事や修理に関する相談が多くなりました。

《具体的な事例》 ▶「屋根瓦がずれている」「保険金を使える」などと勧誘され、契約してしまい、高額な代金を請求された
▶トイレが詰まり、修理を依頼したら広告とは異なる高額な代金を請求された

◎あわせて国民生活センターのホームページ（右記）もご覧ください



<< 令和5年11月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活相談から

保険金で、自己負担なく屋根の修理ができるって本当？

【事例】

台風のと、近くで屋根工事をしているという業者が来訪し、「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検してあげる」と言い、屋根に上がった。業者に屋根の写真を見せられ「このままでは雨漏りして大変なことになる。損害保険に入っていれば、保険金を使って自己負担なく修理ができる」と言われ依頼することにした。しかし、修理費用の一部しか保険金が下りなかったため、工事契約を解約するとしたら「保険金請求後に当社で工事をしないのなら、保険金の40%の違約金を支払ってもらう」と言われた。

【相談員から】

豪雨や台風などの自然災害後に点検と称して来訪し、保険金で自己負担なく工事ができると契約を迫るトラブルが多発しています。損害保険では基本的に、火災、落雷、水害、大雪といった自然災害などの偶発的な事故によって建物などに生じた被害を対象としています。また、勧誘時に「古くなったところも保険金で直せますよ」と言われた事例もありますが、建物の経年劣化による

損傷は原則、補償対象外です。うその理由で保険金を請求することはできません。（詐欺に該当する場合があります。）

【消費者へのアドバイス】

▶「無料で点検する」「自己負担なく修理ができる」などと言われても、対応しないようにしましょう。
▶点検を依頼した場合、業者の説明をうのみにせず、別の専門家に相談したり、複数の業者から見積もりを取るほか、家族や身近な人に相談するなどして、その場で契約しないようにしましょう。
▶訪問販売の場合、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフすることができます。また、8日間を過ぎた場合でも契約の取消ができる場合もありますので、消費生活センターに相談しましょう。

◎保険金の請求は自分で行うことができます。保険会社または代理店にご相談ください。

◎住宅リフォームに関するご相談は、住まいのダイヤルへ！

住まいのダイヤル ☎ 0570-016-100
（平日 午前10時～午後5時）

くらしの話題

中古自動車の購入・売却などのトラブルにご注意ください！

中古自動車に関する相談は、購入の際のトラブルのほか、中古車買取業者に売却する際のトラブルもみられます。

【取引を行う際の注意】

▶査定の場では契約しないようにしましょう。
▶事前に契約書を確認するようにしましょう。
▶トラブルになったときは、消費生活センターや業界団体の相談窓口などに相談しましょう。

◎国民生活センターの啓発資料（右記）をご覧ください。



◆JPUC 車売却消費者相談室

車買取の事業者団体である一般社団法人日本自動車購入協会（JPUC）には、車の売却に関する専門の消費者相談窓口が設置されています。不安に思った場合やトラブルになった場合は相談しましょう。（相談無料）

JPUC 車売却消費者相談室 ☎ 0120-93-4595
（平日 午前9時～午後5時）

<< 令和5年12月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3 階）
☎ 483-4999 ㊟ 483-8604

消費生活
相談から

宅配業者を装ったメールは URL にアクセスしないで！



【事例1】 荷物が届く予定になっていたときに、スマートフォンで電話番号あてに SMS（ショートメッセージ）が届いた。メッセージの内容には、「不在通知」と記載され、電話番号、URL（「https://www.～」などから始まるホームページなどのアドレス）のみ記載されていた。架電したがつながらなかったため、URL にアクセスし、アプリをインストールしたところ、自分のスマートフォンから大量の SMS が送信されてしまい、身に覚えのない通信料を請求された。（80 代男性）

【事例2】 スマートフォンに大手宅配業者名で不在通知の SMS が届き、記載された URL から詐欺サイトに誘導されてしまった。個人情報を入力させられ、キャリア決済（携帯電話の決済サービス）を不正利用された。（70 代女性）

【相談員から】

通信販売利用者の増加に伴い、実在する宅配業者を装って SMS を送り付け、不正なアプリをインストールさせたり個人情報を盗んだりする事例が後を絶ちません。アクセスした URL でインストールしたアプリから大量の SMS が送信されると、高

額な通信料を請求されるだけでなく、被害の連鎖にもつながります。本物そっくりの偽サイトに誘導されて、ID やパスワードなどを入力してしまい、キャリア決済を悪用されるケースや、添付ファイルを開いたらコンピューターウイルスに感染したなどのケースもあります。

【消費者へのアドバイス】

▶ほとんどの宅配業者は、SMS での不在通知を行っていません。

▶荷物が届く予定のときなど、うっかり SMS の内容を信じてしまいがちです。ホーム画面から検索して業者の正規のホームページにアクセスすれば、不在連絡を送っているかどうか確認できます。また、国民生活センターのホームページでは、詐欺メールの最新情報が公表されています。

▶URL にアクセスして不正アプリなどをインストールしてしまっても、迅速な対応で被害を最小限に食い止められるケースがあります。IPA（独立行政法人情報処理推進機構）では、その対処法をネット上に公開し、相談窓口も設置しています。まずは、消費生活センターにご連絡ください。

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



くらしの話題

儲け話に関するトラブルにご注意！

投資や副業といった儲け話をきっかけにした消費者トラブルが、年齢を問わず依然として続いています。



SNS やマッチングアプリで知り合った人からの誘いや、ネット広告などをきっかけとした契約で、手数料などの名目でお金を請求されたり、役に立たない情報商材を買わされるケースもあります。

投資や儲け話を聞いたら、まずは疑いましょう。

Check! /



国民生活センターホームページでは、さまざまな事例を紹介しています。

<< 令和6年1月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉 3 階）
☎ 483-4999 ㊟ 483-8604

消費生活
相談から

「お試しのはずが定期購入契約？解約もできない!？」という トラブルが増えています

【事例1】

SNS 上の広告で「芸能人〇〇が絶賛」という美容クリームが通常価格 1 万円以上のところ、「今だけお試し価格」の約 2000 円になっていた。「定期購入ではありません」とも書いてあり、お試しのつもりで申し込んだ。商品が届き、同梱の納品書に「2 回目発送日」「定期コース」の記載があったので驚いて業者に問い合わせると「申し込んだのは初回特別価格の大変お得な定期コースである」と言われた。解約希望と伝えたと「定期コースの解約には解約料がかかる。公式ホームページの規約にも載せている」という。「定期購入ではありません」と書いてあった広告は削除されたようで確認できなくなっていた。（50 代女性）

【相談員から】

SNS の「初回限定」や「お試しコース」という広告を見て一回限りの注文をしたつもりが、定期購入契約になっていたという相談が増えています。低価格を強調したり、残り〇〇個といった購入を急がせるような広告には注意しましょう。SNS の広告枠は、すぐにほかの広告と入れ替わって再現できない

可能性があります。購入のきっかけになった広告はスクリーンショット（※1）で保存しておきましょう。また「いつでも解約できます」と表示されていても、いざ解約しようと電話してもつながなかったり、オンラインでの解約手続きがうまくいかなかったり、簡単に解約できない場合もあります。

（※1）表示されている画面を写真として保存すること

【消費者へのアドバイス】

郵便や電話、インターネットなどで購入の申し込みをする「通信販売」にはクーリング・オフ制度はありません。注文する際は「最終確認画面」を最後までしっかりスクロールして契約条件の細部まで確認しましょう。

●定期購入が条件になっていないか？購入期間や回数に縛りはないか？

●支払金額の総額はいくらか？

●解約や返品は可能か？その条件や方法は？

●利用規約も確認する

上記の契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存し、業者とのやり取り（電話の履歴やメモ、メール、SNS）も保存しておきましょう。

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



くらしの話題

マイナポイント事務局をかたる “詐欺メール”にご注意！

【メールが届いたら詐欺を疑い、URL にはアクセスしないで】

「マイナポイント第 2 弾のお知らせ」や「マイナポイントがもらえる」などとマイナポイント事務局をかたり、個人情報やクレジットカード情報を不正に得ようとする「詐欺メール」に関する相談が 2023 年 9 月ごろから全国の消費生活センターなどに相次いで寄せられています。

マイナポイント事務局からこのようなメールが送られることは絶対ありません。マイナポイント関連のサイトに誘導するメールが届いたら詐欺を疑い、URL にはアクセスしないようにしましょう。

Check! /



国民生活センターホームページでは、さまざまな事例を紹介しています。

<< 令和6年2月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や
問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。

消費生活相談から

「国際ロマンス詐欺」や「ロマンス投資詐欺」にご注意を！

【事例1】
SNSで知り合ったソマリアの軍人を名乗る女性とやり取りをして仲良くなった。女性は、突然海外への出国を迫られ、全財産を荷物と一緒に送ったという。荷物を受け取ってほしいといわれ承諾したが、配送手数料40万円の負担を求められている。（70代男性）

【事例2】
マッチングアプリで知り合った外国の男性と無料通話アプリでやり取りをしていたら、「暗号資産の運用と一緒にやろう」と誘われた。海外の投資サイトに口座を作り、20万円を入金したら7万円の利益が出たので出金した。さらに消費者金融から200万円を借りて投資をした。出金しようとしたら、利益を含めた総資産の13%（120万円）の支払いを求められた。男性に相談しようとしたが連絡がとれない。（30代女性）

【相談員から】
【事例1】は、SNSやマッチングアプリなどインターネットで知り合った外国人と繰り返しやり取りをするうちに、送金を迫られるという「国際ロマンス詐欺」の手法です。恋愛感情や困っている人を支援したいという親切心を利用します。送金方法はさまざまですが、「荷物などを送るので代わりに受け取ってほしい」と配送料や通関料などの料金を請求されるケースが目立っています。

【事例2】は、出会い系サイトやマッチングアプリなどで出会い、恋愛感情などを持った相手から実態のわからない海外の投資サイトを紹介され、投資したが出金ができないという「ロマンス投資詐欺」の手法です。決済方法として暗号資産や口座振込が利用されているケースが多いのが特徴です。

【消費者へのアドバイス】
●インターネットでやり取りをしている相手や投資先サイトなど実在するのか実態がつかめません。一度お金を支払うと、さらに様々な名目で支払いを求められます。被害金額は高額で、お金の取戻しは極めて困難です。
●信頼していた人に裏切られたという精神的負担も大きいので関わらないことが重要です。周囲が被害に気づいたら、被害を拡大させないためにも消費生活センターへご相談を。

ひとりで悩まないで！消費生活センターへ

代表的な相談事例

●オンラインゲーム…クレジットカードの履歴から、小学生の息子が親に無断でオンラインゲームの高額課金をしていたことがわかった。返金してほしい。

●架空請求…大手通信業者から、利用料金に関する連絡を求めるSMSが届いた。電話をするとコンテンツ料金を請求されたが、心当たりがない。

●訪問購入…高齢の母が在宅中に、古本を買い取ると電話があり依頼したら、玄関先に置いていた貴金属を安価で買い取られた。今後も同様の勧誘がないか不安だ。

Check! /

国民生活センターホームページでは、さまざまな事例を紹介しています。

<< 令和6年3月15日号 >>

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や
問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。

消費生活相談から

遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる 副業や投資の勧誘に注意！

20代でトラブル多発！

【事例】
動画配信サイトで、「簡単に稼げる」との広告を見て副業サイトにアクセスし、無料通話アプリに友達登録した。事業者から「情報商材2000円の購入が必要」と言われて購入申込。その後、電話で詳細を説明するので、無料通話アプリから予約をするよう案内された。予約日に事業者から電話があり、「動画配信サービスの仲介ビジネスをせよ。簡単に稼げる」と断ると、「貸金業者で借金をする方法を教えるので、スマートフォン（以下スマホ）に「遠隔操作アプリ」を入れて」と言われ、指示通りにスマホを操作し、貸金業者2社から100万円を借りて、事業者の指定口座に振り込んだ。しかし、借金したことが不安になり解約・返金希望。また、画像送信した免許証の悪用も心配。

【相談員から】
インターネットの「簡単に稼げる・儲かる」という副業や投資の広告などをきっかけに契約したが、思いがけず借金をしてしまったという相談が、20代の若者から多く寄せられています。自分のスマホなどに遠隔地の第三者が接続して、両者が画面を共有しながら遠隔操作を行う「遠隔操作アプリ」を悪用して借金させるケースが目立ちます。借金したお金を事業者に渡してしまおうと、取り戻すのは非常に困難です。

【消費者へのアドバイス】
●「簡単に稼げる・儲かる」という広告や業者の説明をうのみにしないようにしましょう。
●借金をしてまで契約せずに、「お断りします」ときっぱり断り、その後事業者から連絡があっても対応しないようにしましょう。
●遠隔操作アプリを安易にインストールするのは避けましょう。
●遠隔操作などで貸金業者サイトに登録した場合、IDやパスワードが事業者に知られる恐れがあります。ID・パスワードの変更や、貸金業者に事情を伝えて悪用されないようにしましょう。
●運転免許証などの身分証明書情報を求められても、個人情報の悪用リスクを避けるため、絶対に応じないようにしましょう。
●不安に思ったら消費生活センターに相談を。

緊急時の駆け付けサービスに 気をつけて！

トイレ修理や害虫駆除など、緊急時の駆け付けサービスを依頼する際、ウェブサイト上では低額な料金を表示しているにもかかわらず、実際には高額な料金を請求されたという相談が多く寄せられています。

業者や契約内容について十分に検討しないまま慌てて契約してしまった結果、トラブルになるケースもあり注意が必要です。

Check! /

●政府広報オンライン（右記）では、トラブルの事例などを紹介しています。

【ひとことアドバイス】
▶必ず複数社から見積もりを取り、業者選びは慎重に行い、サービス内容や料金を納得できない場合は、契約を急がれても一旦冷静になって、きっぱり契約を断りましょう。
▶広告の表示をうのみにしないようにしましょう。
▶急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日頃から集めておきましょう。

ミレニアムセンター佐倉 2 階・3 階ロビーにおいて最新のチラシ・リーフレットを配架し市民の方に手に取ってもらえるよう啓発活動を行っています。



- イラスト入りで見やすい
見守り新鮮情報のチラシ等を
掲示
- 消費者セミナーのご案内



佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例

(平成11年12月22日条例第33号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定向上に資するため、佐倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市消費生活センター	佐倉市宮前3丁目4番地1

(業務)

第4条 消費生活センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する講座等の開催及び資料等の展示に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費者に対する自主活動の場の提供に関すること。
- (5) その他消費生活センターの設置目的を達成するために必要な業務

(使用の承認)

第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合において、市長は、消費生活センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、消費生活センターの使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の承認を受けた事実が明らかと認められるとき。
- (4) その他消費生活センターの管理上支障があると認められるとき。

2 市長は、消費生活センターの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、承認の変更又は取消しをすることができる。

3 市長は、第1項に規定する使用の承認の取消しにより使用者に損害を生じても、その賠償の責めを負わない。

（使用期間）

第8条 別表に規定する施設の使用者は、引き続き2日を超えて当該施設を使用することができない。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備）

第12条 使用者は、消費生活センターを使用する場合において、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、消費生活センターの施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（消費生活センター運営協議会）

第14条 消費生活センターの運営に関する重要事項を調査研究するため、佐倉市消費生活センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第39号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成30年4月1日以後の佐倉市消費生活センターの使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和3年9月28日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和4年4月1日以後の佐倉市消費生活センターの使用に係る使用料について適用する。

別表（第5条、第9条関係）

使用単位 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
活動コーナー	380円	500円	880円

備 考

- 1 市内に在住、在学又は在勤する者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 2 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時以降のときは午後1時から午後5時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(平成 28 年 3 月 24 日条例第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、佐倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(相談日時)

第 2 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日は消費生活センターの休所日以外の日とし、当該事務を行う時間は午前 9 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その日時を変更することができる。

(所長及び職員)

第 3 条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第 4 条 消費生活センターには、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 5 条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第 6 条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第 7 条 消費生活センターは、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則

(佐倉市規則第65号)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例(平成11年佐倉市条例第33号。以下「条例」という。)第15条の規定により、佐倉市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 消費生活センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(活動コーナーの使用時間)

第4条 条例別表に規定する施設(以下「活動コーナー」という。)の使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。

2 活動コーナーを使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により活動コーナーの使用の承認を受けようとする者は、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用承認申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用月の2月前から3日前まで(消費者団体等の申請にあっては、使用月の3月前から3日前まで)に行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、申請書の提出の際に必要な書類を添付させることができる。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用承認書を交付するものとする。

2 使用の承認は、申請の順にこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順を決定するものとする。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の取消し又は変更等)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、活動コーナーの使用を取消し、又は変更しようとするときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)承認申請書に承認書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)承認書を使用者に交付するものとする。

3 市長は、条例第7条の規定により活動コーナーの使用を取消し、又は変更したときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)通知書により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者は、直ちに活動コーナーを原状に回復しなければならない。

（使用料の納入）

第8条 使用者は、使用料を承認書の交付の際に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

（使用料の減免）

第9条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 消費者団体又は公益的活動を目的とする団体が使用するとき 免除
- （2） 国、県又は本市が使用するとき 免除
- （3） その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める割合

（使用料の還付）

第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- （2） 使用者が使用日の10日前までに使用を取消したとき 全額
- （3） 使用者が使用日の3日前までに使用を取消したとき 半額

（図書貸出しの手続）

第11条 消費生活センターの図書の貸出しを受けようとする者は、図書利用申込書により市長の承認を受けなければならない。

（図書貸出冊数及び期間）

第12条 図書の貸出しは、1人2冊以内とし、貸出期間は、10日以内とする。

（貸出しをしない図書）

第13条 市長が指定した図書は、貸出しを行わない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（図書の補償）

第14条 利用者が図書を亡失又は損傷したときは、市長は、その利用者に補償させることができる。

（教材等の貸出しの手続）

第15条 消費生活センターの教材及び教具（以下「教材等」という。）の貸出しを受けようとする者は、佐倉市消費生活センター教材等利用申請書により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする月の2月前から利用しようとする日までに行うものとする。

（教材等の貸出しの種類、数量及び期間）

第16条 教材等の貸出しは、1人3種類以内で5点以内とし、期間は、5日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（貸出しをしない教材等）

第17条 市長が指定し、又は消費生活センターの事業で使用することが予定されている教材等については、貸出しを行わない。

（教材等の補償）

第18条 利用者が教材等を亡失又は損傷したときは、市長は、利用者に補償させることができる。

（承認書の提示）

第19条 承認書は、その承認に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

（遵守事項）

第20条 消費生活センターを使用する者は、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 収容定員を超えないこと。
- （2） 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- （3） 指示された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。
- （4） 許可を受けないで、備品、器具等及び附属設備を移動し、または使用しないこと。
- （5） 許可を受けないで、宣伝、勧誘、文書若しくは図書の配布又はこれに類する行為をしないこと。
- （6） 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （7） 前各号に掲げるほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（職員の立入り）

第21条 使用者は、職員が消費生活センターの管理上、立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

（事業計画及び事業報告）

第22条 消費生活センターが年次計画に基づいて執行する事業は、その計画及び実施状況について、佐倉市消費生活センター運営協議会（以下「協議会」という。）に報告しなければならない。

（協議会の構成）

第23条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 消費者団体の代表 7人以内
- （2） 経済団体等の代表 3人以内
- （3） 市民 4人以内
- （4） 学識経験者 1人

（委員長及び副委員長）

第24条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会 議）

第25条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要に応じ招集する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議会の庶務）

第26条 協議会の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

（補 則）

第27条 この規則に定めるもののほか、消費生活センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。